

委員会提出議案第2号

西東京市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに西東京市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和元年12月13日

提出者 議会運営委員長 保 谷 なおみ

西東京市議会委員会条例の一部を改正する条例

西東京市議会委員会条例（平成13年西東京市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総務部」の次に「（危機管理課を除く。）」を加え、同項第3号中「危機管理室」を「総務部（危機管理課に限る。）」に、「都市整備部」を「まちづくり部、都市基盤部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の西東京市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定による各常任委員会の委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）である者は、それぞれこの条例による改正後の西東京市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定による各常任委員会の委員等になるものとし、その任期は、それぞれ旧条例の規定による各常任委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定による各常任委員会において審査又は調査中の事件については、新条例の規定によりその事件を所管することとなる各常任委員会にそれぞれ付議された事件とみなす。

（提案理由）

組織改正に伴い、規定を整備する必要がある。